

消費者ネットワーク

2006年2月1日

第104号

全国消費者団体連絡会
発行責任者 神田敏子

TEL : 03-5216-6024

FAX : 03-5216-6036



消団連とこのごろ



米国産牛肉の輸入再開問題では、行政も事業者も消費者も、皆それぞれに大変な思いをしながら、この2年余を費やしてきた。とりわけ、食品安全委員会・プリオン専門調査会の委員達は大変だっただろう。苦勞の末出された食品委員会の答申を受け、リスク管理機関は直ちに輸入再開を決めた。本来なら再開決定前に、リスクコミュニケーションを行わなければならないはずだが、食品安全委員会や消費者団体からの強い要請があったにも関わらず、リスク管理機関はそれを行わず、輸入再開を急いだ。

認定施設の査察も行われないうちに、米国から牛肉の第一便が届いたことに、消費者は不信感を抱いた。遅巻きながら、年明けに査察の報告会が行われたものの、それも消費者の想像していたものとは大分ちがひ、全様が具体的につかめる内容ではなかった。このように輸入再開にむけてのプロセスは、消費者にとって大変不十分なものであり、納得感がなかった。

1月20日、多くの人たちが不安に思っていたことが現実のものとなった。背骨の混入。約束が反故にされたのである。さすがに日本政府も全面輸入停止を決めざるを得なかった。輸入再開から1ヶ月余にして、早くもまた停止となったが、当然の措置である。しかしいくら何でも、ここまで初歩的な問題を起こすとは、正直予想外である。あまりにもお粗末で不誠実すぎる。安全性確保に対する米国政府とその業界の認識が非常に低いことを、改めて裏付ける結果となった。

おまけに、来日したペン農務省次官は、一応謝罪はしたものの「人為的なミスのような」と説明し、政府としての責任ではなく、特殊なケースとして処理しようとしている。その上「自動車事故に遭う確率の方がリスクは高い」とも言ったそうだから、この問題に対する責任の重さをほとんど自覚していないということだろう。消費者の米国に対する信頼は益々低下したにちがひない。これを回復させるのは容易なことではない。

日本側米国側ともに、根本的な改善策を講じない限り、再々開はありえない。

もくじ

消団連とこのごろ	・・・p.1
「消費者団体訴訟制度」の法案骨子のパブリックコメント提出	・・・p.2
米国産牛肉が、再度全面輸入停止に！	・・・p.4
投資サービス法ってなに？	・・・p.6
内閣官房長官の懇談会「独占禁止法基本問題懇談会」の審議経過	・・・p.7
規格作成への代表参加の第一ステップ～消費者団体へのガイド～	・・・p.8
全国消団連会員団体の活動紹介	・・・p.10
お知らせ・編集後記	・・・p.12